

KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.131



■2020年11月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

今年は春から例年行われていた行事と言う行事は延期や中止となり、恒例の観桜会、各種の総会、学校行事、人が集まる会合など、極め付きは東京オリンピックが1年延期となり、新型コロナウイルス感染症のため、振り回された年でした。しかし、人類は右往左往しておりますが、自然はちゃんと春には桜が咲き、夏には猛暑が続き、秋には美しい紅葉となり、自然は人間のことはお構いなしで季節は巡るものだと感じさせられました。

今年も残すところわずかですが、新型コロナウイルス感染症の治療方法は少しずつではありますが、解明されつつあるのではないかと思います。世界中の研究機関や製薬会社は予防薬や治療薬の新薬の開発を進めており、各地で臨床試験が始まるなど、あと一步のところに来ていると、素人ながら感じているところです。

最近、国と国との往來の制限がコロナ対策を講じた上で、徐々に緩和されてきており、また、国内においても出張や旅行などもコロナ対策をするとの条件付きながら始まっています。これで地方の観光関連の事業者も一息つけるのではないのでしょうか。

先般、十和田市で「第5回世界黒にんにくサミット」が開かれ、十和田市立中央病院などの医療従事者に対して免疫力向上や抗がん作用成分を含んだ健康食品として人気がある「黒にんにく」を無償提供したと報道されていました。

このような時期に当地域の特産品であるニンニクなどの農産物やおいしい水、森林浴、そして温泉など、この地域には健康に良い観光商品としての宝がたくさんあります。そして政府や地方自治体はさまざまな助成や支援策を用意していると聞いています。その助成や支援策を活用しながら官民一体となった地域経済の活性化を図って行きたいものだと思っております。

新型コロナウイルス感染症が1日でも早く収束し、経済的にも、社会生活としても、安心して生活できる日常に戻ることを心より願っております。

CONTENTS

■会長の独り言	2
■この人に聞く	3
■十和田税務署だより	4
■税理士からのひとことアドバイス	6
■本部・支部だより	7
■青年部会だより	7
■スケジュール	7



■十和田湖 (Photo by ihata)

北の景勝地として名高い十和田湖。空も周りの山々も全て映し込む鏡のように美しい湖と、つい深呼吸したくなる開放的な大パノラマを臨むとき、四季折々、湖を囲む風景は新緑と紅葉を繰り返し、何度訪れても言葉にできないほどの感動に包まれます。

この人に聞く



十和田税務署長

まるやま としゆき
丸山 俊行 氏

ましてや、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活や仕事の在り方が今までとは大きく変化し、新しい生活様式（三密を避ける、マスクの着用、手洗い等）での対応や、在宅勤務・会議や打合せのオンライン化など、人と人、人と空間、人と働き方の質が大きく変容しており、この自由に動けない時代を乗り切っていくには、よく使われているフレーズですが「Withコロナ」、コロナと共存していくことが重要であると考えます。令和2年3月の確定申告期は、申告会場の密を避ける観点から申告期限を1か月延長する方法がとられたところです。当面は試行錯誤しながら進んでいくことにならざるを得ないものと想定されますが、納税者の皆様と従来にも増して十分な意思疎通を図りながら、信頼される税務行政を推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ところで、上十三法人会におかれましては、健全な納税者団体として税の啓発活動や、租税教室への講師派遣等に積極的に取り組んでおられます。私ども税務署といたしましても、法人会の一層の活性化に向けまして、できる限りの連携・協調に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層積極的な事業活動を展開していただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人上十三法人会の益々のご発展と、会員企業のご繁栄並びに会員の皆様方のご健勝を心よりご祈念申し上げます。

本年7月の定期人事異動で十和田税務署長を拝命した丸山でございます。

白山会長様はじめ上十三法人会の役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は十和田税務署勤務は初めてですが、初任地が隣の八戸税務署、その後、むつ税務署、青森税務署と平成元年から平成9年までの9年間青森県内署に勤務しておりました。ただ、その当時は、十和田市現代美術館もなく七戸十和田の新幹線の駅もなかった頃で、久しぶりに見る十和田市内の風景は、豊かな緑と整った町並みが際立って美しいことに驚き、これから始まるこちらでの生活を楽しみに赴任してまいりました。

さて、私ども税務署の仕事は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を果たしていくことにあります。社会・経済状況は絶えず変化しておりますが、この国税庁の使命はいつの時代においても変わるものではなく、私たちが使命を果たすためには、経済社会の変化に応じて柔軟に変化、進化していくことが大切であると考えております。

プロフィール

- 前 職：仙台国税局 総務部 人事第二課長
- 主な職歴：仙台中税務署 特別国税調査官
関東信越国税局 川越税務署 副署長
仙台国税局 課税総括課 課長補佐
気仙沼税務署 総務課長
- 出身地：岩手県平泉町
- 年齢：55歳
- 趣味：ジョギング(ウォーキング)、ドライブ、読書

十和田税務署 人事異動(7月10日付) 幹部職員を紹介

現 官 職	新 任 者	前 任 地
署 長	丸 山 俊 行	仙台国税局 総務部
総 務 課 長	長 内 昌 己	仙台国税局 課税第二部
法人課税第一部門統括官	館 花 満 弘	仙 台 中 税 務 署
法人課税第二部門統括官	佐 々 木 敬 二	(留 任)
法人課税第一部門総括上席	長 根 和 愛	(留 任)

十和田税務署だより

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。

特定事業者とは

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

特定事業者に対して、公的貸付機関等又は金融機関が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書

還付申請の手続

印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>



令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては**開催を中止**することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



税務署での相談は、事前の予約をお願いします。

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など）については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記 Step 2 において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

Step 1

所轄の税務署へ電話をかけます。

十和田税務署 TEL 0176-23-3151

※受付 8:30～17:00（土、日、祝日及び年末年始を除く）

Step 2

音声案内に従い「2」を選択

※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「*」・「#」を押してから番号を選択してください。

（参考）選択できる案内の内容

- 1 電話相談センター
- 2 申告相談の事前予約等
- 3 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等
- 4 納税の猶予制度についてのご相談等
- 0 確定申告に関するご相談等（※所得税等の確定申告期のみ選択可能）

Step 3

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。

職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」等をお伺いし、予約を受け付けます。また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

国税の各種手続に関するマイナンバー制度等についての情報

国税の各種手続に関するマイナンバー制度についての情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

法人番号公表サイト



<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又は十和田税務署へ（☎0176-23-3151）

税理士からの

ひとことアドバイス



日本税理士会連合会が 令和3年度税制改正に関する建議書を作成

東北税理士会十和田支部

税理士 嶋 守 隆 則 氏

日本税理士会連合会（以下日税連）の税制に対する基本的な視点は

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得できる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

であり、これを基本に日税連では、最重要要望4項目等からなる「本建議書における重要建議項目」、税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」、600項目の改正意見から32項目に集約した「税制改正建議項目」となっています。

このうちの、最重要要望4項目について紹介します。

1. 令和5年10月に予定されている適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）は、官・民の事務に過度な負担を生じさせることから見直しをする必要がある。また、新型コロナによる経済情勢下にあっては、準備期間を考慮し、少なくとも導入時期について延期すべきである。
2. 消費税制度の簡素化を図るため、社会政策的配慮に基づく非課税取引、例として、社会保険診療等は消費税相当額を転嫁できず、仕入に係る消費税を実質的に負担する

仕組みとなっていることから、非課税の範囲から除外して課税取引とし、課税標準や仕入税額控除の計算をできるだけ平易にすること。

3. 基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除、配偶者特別控除）は憲法25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、課税最低限を構成するものである。したがって、課税最低限は生活保護の水準に合わせることを望ましく、最低生活費非課税の観点から、その額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。
4. 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

これらの他、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正建議書も決定しており、納税者の信頼に応え、納税義務の適正な実現（税理士法1条）、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することが出来る（税理士法49-11）という法に基づき、要望実現のため積極的に取り組むこととしております。

本部・支部だより

◆本部

7月29日(水) _____
 税務セミナー
 「税制改正について」
 東北税理士会十和田支部
 税理士 久保 光造 氏
 (サン・ロイヤルとわだ)

10月7日(水) _____
 税制委員会 (法人会事務局)

青年部会だより

7月1日(水) _____
 租税教室 (十和田市 三本木小学校)

7月14日(火) _____
 租税教室 (六戸町 大曲小学校)

7月16日(木) _____
 租税教室 (三沢市 古間木小学校)

8月28日(金) _____
 租税教室 (六戸町 六戸小学校)

9月8日(火) _____
 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)

10月23日(金) _____
 十和田税務署長講演会
 「デジタル行政について」
 十和田税務署 署長 丸山 俊行 氏
 (サン・ロイヤルとわだ)
 (共催 十和田支部・女性部会)

企業税務コンプライアンス 向上のための取組

本取り組みは、国税庁、日税連の協力により法人会で作成した「自主点検チェックシート」「自主点検ガイドブック」により、企業自らが内部統制面や経理面の資質向上に向け自主点検を行い、これを通じて企業の成長をめざし、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

自主点検チェックシート、自主点検ガイドブックは、当法人会のホームページからダウンロードができますので、是非ともご活用ください。

(後援：国税庁)

<http://houjin-13.or.jp/>

11月スケジュール

25日(水)

租税教室 (十和田市 西小学校)

12月スケジュール

7日(月)

租税教室 (十和田市 高清水小学校)

11日(金)

租税教室 (三沢市 三沢小学校)

法人会からの提言

コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と未来のための「財政健全化」を求めます!

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人全国法人会総連合(略称：全法連)」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を越し国内総生産(GDP)の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は 政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。

令和3年度 税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を!
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を!



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン
総合型V⁺Mタイプ
(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中
無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社/八戸営業所
青森県八戸市大字廿三日町10番地(石万ビル2F)
TEL 0178-43-3105

AIG AIG損害保険株式会社

八戸支店/青森県八戸市三日町2(青銀・明治安田ビル4F)
TEL 0178-24-1271

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2019-1013(2019年8月27日) 19-073030 2021-8